

滞りなくお葬儀を終えた後も、様々な手続きやお礼・挨拶回りなどがあり、何かと忙しい日々が続きます。どんな手続きが必要か確認しておきましょう。

弊社でお葬儀をされたお客様は、様々な専門家と連携し相続に関するあらゆる課題をワンストップで解決する **相続手続きサービス「朝日屋みんなの相続窓口」**（相談無料）がご利用いただけます。

詳しくは弊社までお問い合わせ下さい。

葬儀後の主な諸手続き一覧 （詳しくは各窓口にてお問い合わせください）

	種類	請求期間	窓口	印鑑	住民票	戸籍謄本	死亡診断書	手続きに必要なもの	
国民年金	死亡一時金	加入者が、何の年金も受けずに死亡したとき、遺族に	2年以内	市区町村 または年金事務所	○	○ 世帯全員の写し (住民票除票)	○	-	死亡者の年金手帳 受取先金融機関の通帳等（本人名義）
	寡婦年金	夫が、何の年金も受けずに死亡し、妻が60～65才未満の場合	5年以内	市区町村 または年金事務所	○	○ 世帯全員の写し (住民票除票)	○	-	死亡者（夫）の年金手帳 請求者の収入が確認できる書類 受取先金融機関の通帳等（本人名義）
	遺族基礎年金	夫が死亡し、18才未満の子供のいる妻、又は18才未満の子供に	5年以内	市区町村 または年金事務所	○	○ 世帯全員の写し (住民票除票)	○	○	死亡者の年金手帳 請求者の収入が確認できる書類 子の収入が確認できる書類 ※義務教育終了前は不要。 高等学校等在学中の場合は在学証明書 または学生証 等 受取先金融機関の通帳等（本人名義）
	(相談窓口)	尾道市役所保険年金課（本庁舎1階）0848-38-9143 他各支所窓口 三原年金事務所 〒723-8510 広島県三原市円一町2-4-2 電話番号0848-63-4111 出張相談：尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース3（尾道市久保1-15-1）※毎週、祝日以外の火、木曜日開催 ※要予約 三原年金事務所 0848-63-4111（自動音声案内）10：00～15：30（12～13時は除く）							※受給条件や必要な書類など、詳しくは窓口でご確認下さい。
厚生年金 共済年金	遺族厚生年金	夫が死亡し、18才未満の子供のいる妻、又は18才未満の子供に	5年以内	年金事務所 共済組合	○	○ 世帯全員の写し (住民票除票)	○	○	死亡者の年金手帳 請求者の収入が確認できる書類 子の収入が確認できる書類 ※義務教育終了前は不要。 高等学校等在学中の場合は在学証明書 または学生証 等 受取先金融機関の通帳等（本人名義）
	(相談窓口)	(厚生年金) 三原年金事務所 〒723-8510 広島県三原市円一町2-4-2 電話番号0848-63-4111 出張相談：尾道市役所本庁舎（尾道市久保1-15-1）※毎週、祝日以外の火、木曜日開催 ※要予約 三原年金事務所 0848-63-4111（自動音声案内）10：00～15：30（12～13時は除く） (共済年金) 勤務先の共済組合							※受給条件や必要な書類など、詳しくは窓口でご確認下さい。
国民健康保険	葬祭費		2年以内	市区町村	○	-	-	-	死亡者の国民健康保険被保険者証 葬祭執行者を確認できるもの（会葬礼状 または埋火葬許可証（控）等） 葬祭執行者の預金通帳
	(相談窓口)	尾道市役所保険年金課（本庁舎1階）0848-38-9143 他各支所窓口 ※会社等の健康保険を脱退後3か月以内に死亡した場合で、その保険から葬祭費や埋葬料が支給される場合、国保の葬祭費は支給されません。							※必要な書類など詳しくは窓口でご確認下さい。
健康保険	埋葬料	扶養を受けていた者に対して	2年以内	勤務先の健保組合 または年金事務所	○	-	-	○	被保険者証、被保険者の死亡に関する 事業主の証明書もしくは埋葬許可証の コピー、埋葬料の領収書および内訳明 細書、被保険者証など
	埋葬費	身よりのいない被保険者が亡くなった時、実際に埋葬を行った者に対して	2年以内	勤務先の健保組合 または年金事務所	○	-	-	○	
	家族埋葬料	被扶養者が亡くなった時	2年以内	勤務先の健保組合 または年金事務所	○	-	-	○	
	(相談窓口)	三原年金事務所 〒723-8510 広島県三原市円一町2-4-2 電話番号0848-63-4111 出張相談：尾道市役所本庁舎（尾道市久保1-15-1）※毎週、祝日以外の火、木曜日開催 ※要予約 三原年金事務所 0848-63-4111（自動音声案内）10：00～15：30（12～13時は除く） 勤務先の健保組合							※必要な書類など詳しくは窓口でご確認下さい。
労災保険	葬祭料 (葬祭給付)	業務上の事故・傷病で死亡した時、葬儀を行った者に	2年以内	勤務先を管轄する 労働基準監督署	○	-	-	○	※必要な書類など詳しくは窓口でご確認下さい。
	遺族補償給付	業務上の事故・傷病で死亡した時	5年以内	勤務先を管轄する 労働基準監督署	○	-	○	○	
生命保険	保険金	保険会社によって必要書類が異なる	3年以内	保険会社	○	-	○ 保険金受取人	○	※必要な書類など詳しくは保険会社にご確認下さい。
(旧)簡易保険	保険金		5年以内	郵便局	○	-	-	○	※必要な書類など詳しくは郵便局にご確認下さい。
高額療養費の申請			医療費を支払った日から2年以内	市区町村 勤務先の健保組合 または年金事務所	○	-	-	○	健康保険証、医療機関の領収書 など ※必要な書類など詳しくは窓口でご確認下さい。
預貯金	銀行預金	金融機関が死亡事実を知った時、相続手続き完了まで原則支払いは停止されます。 預金相続の主な手順は「口座がある金融機関に手続の申し出」→「必要書類の確認・準備」→「書類の提出」→「払戻し等の手続」となります。 相続の方法や内容、お取引の金融機関によって取扱方法が異なる場合がありますので、必ずお取引金融機関にご相談ください。 ※詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。							
	ゆうちょ銀行 (旧郵便貯金)	ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口設置している「相続確認表」(ホームページからも入手可)に、必要事項を記載し提出。 郵送されてくる「必要書類のご案内」にそって手続き。相続確認表はゆうちょ銀行のホームページからダウンロードできます。 ゆうちょ銀行相続Web案内サービスを利用してゆうちょ銀行の相続手続きに必要な書類をインターネット上でご確認できます。 ※詳しくはゆうちょ銀行もしくは郵便局にお問い合わせください。							
	遺産分割が終了する前であっても、各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払いなどのためにお金が必要になった場合に、相続預金の払戻しが受けられるよう、平成30年7月の民法等の改正により、相続預金の払戻し制度が設けられました。この制度では、相続預金のうちの一定額については、お取引金融機関窓口で払戻しを受けられます。制度を利用するに当たっては、本人確認書類に加え、所定の書類が必要となります。お取引金融機関により、必要となる書類が異なります。また遺言相続のためこれらの制度を利用できない場合などもありますので、詳しくは、お取引金融機関にお問い合わせください。								
有価証券 株式や投資信託 公債や社債など	名義変更	口座がある証券会社・銀行などの窓口で手続き。 主な手続きは「口座がある証券会社・銀行へ連絡」→「必要書類の確認・準備」→「残高証明書等の取得」→「遺産分割協議」→「相続人名義の証券口座の開設」 →「有価証券等の移管手続き」となります。 ※必要な書類や手続き方法は証券会社・銀行などの窓口やホームページでご確認下さい。							
不動産	所有権移転登記 名義変更	手続きの期限はないが、なるべく早めに	必要な手続きに関しては、所轄の法務局や専門家に相談して下さい。						
電気・ガス・水道・電話 インターネットプロバイダーなど	すみやかに	手続きの方法は各社によって異なります。 それぞれの窓口にお問い合わせ下さい。						名義変更あるいは解約届など	
相続税の申告	相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月以内	税務署もしくは専門家に相談して下さい。							
所得税の準確定申告	相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内	税務署もしくは専門家に相談して下さい。							

その他・・・医療費控除による税金の所得控除、住宅ローンの名義変更、自動車の名義変更、運転免許証・各種免許証等の返却、身分証明書・パス・無料バス証などの返却・クレジットカードの失効手続きなど